

A 人事課長 議員報酬や市長等の給料の額の決定に関する条例の提出に当たり、公正な意見を伺うため、公共的団体等の代表者や地域住民等によって構成される第三者機関である。

市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

Q 市長、副市長及び教育委員会教育長の期末手当について、職員との均衡を図るための支給割合の改定等をするものである。

市長の給料は、類似団体との比較上、4000円下げるべきでは。

Q 人事課長 特別職報酬等審議会での議論の中で職責や諸手当などが勘案され、現行の額を据え置いたものである。

A 議員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

国の事務である国民年金保険料の徴収事務を特殊勤務手当の支給対象から除くこと及び地方公務員法の一部改正に伴う引用条項の整理をするものである。

鶴ヶ島市空き家の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例について

空家等対策の推進に関する特別措置法の全面施行に合わせ、空家等の対策に必要な事項を定めることにより、安全で安心なまちづくりを推進するものである。

Q 行政の本気度、連携体制、窓口については。

A 安心安全推進課長

住宅行政の一環として後期基本計画に位置付け、今後5年間は空家の抑制及び活用について、所管を都市整備部に移して対策を講じていく。

また、連絡会議的な要綱を設け、庁内の12課と連携していきたい。

鶴ヶ島市消費生活センター条例について

消費者安全法第10条の2第1項の規定に基づき、市が設置する消費生活センターの組織及び運営に關し必要な事項を定めるものである。

Q これまでの職員体制から変更があるのか。

A 産業振興課長

職員は、4月の人事体制で具体的に位置付けられるが、産業振興課職員の兼務が予想される。相談員については、毎年度の切替え時に、知識と能力を確認しながら、資格を有する者を非常勤職員として2人採用している。引き続き同じ体制で予算計上している。

鶴ヶ島市健康づくり推進協議会条例について

市民の健康の増進及び食育の推進を図るため、鶴ヶ島市健康づくり推進協議会を地方自治法第13

8条の4第3項に規定する附属機関に位置付けるものである。

Q 協議会で取り扱うテーマは。

A 健康増進課長

生活習慣の改善を前提とした運動、食事、休養等についての個人の取組、地域の取組及び行政の支援である。

鶴ヶ島市手数料条例の一部を改正する条例について

既存住宅の増改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請等の審査に対する手数料を徴するものである。

Q 見込んでいる件数について。

A 建築課長

新築の長期優良住宅の認定の状況と、増改築は費用がかかることから考えると、当初の件数は少ないと考える。

鶴ヶ島市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

行政不服審査法の全部改正に伴い、審査の申出の手續に關して同法との整合を図るものである。



決議

議案第12号の審議では、「議員が自らの議員報酬額の改定を提示することは難しく、第三者機関である特別職報酬等審議会の答申を尊重すべきである」、「審議会からは、類似団体との比較、議会改革の実績等を踏まえた客観的かつ公平な答申がされている」、「選挙前に報酬を上げることが市民に伝えていない」、「市民に議員の活動を広め、市民の意見を聴くべきである」、「市の財政状況が悪化している中で上げるのか」等の様々な意見が出ました。

これを踏まえ、条例案の議決後、次の決議を全会一致で可決しました。

(提案理由) 議員報酬の改定については、見識ある市民で構成する鶴ヶ島市特別職報酬等審議会において、客観的かつ公平な観点から判断していただいたものと認識している。

この度の市長からの議員報酬の改定に関する議案を真摯に受け止め、今後とも、鶴ヶ島市議会議員及び鶴ヶ島市議会がその責務を自覚するとともに、これを十分に果たすべく不断の努力を行うため、本決議案を提出するものである。

議員及び議会の責務を果たすべく不断の努力を行う決議

議員は、常に市民の目線を忘れず、市民の代表として議会に臨んでいる。

今後においても、議員は、更に自己研さんを行い、資質の向上を図る。また、議会は、議会改革に取り組むとともに、公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指して活動する。

議員それぞれの立場は異なるとしても、鶴ヶ島市議会議員及び鶴ヶ島市議会は、その責務を自覚するとともに、これを十分に果たすべく不断の努力をしていく。

以上、決議する。